

# 確認の利益をめぐる争点整理スキーム

小 林 学\*

はじめに

- I 確認の利益の判断枠組み
  - II 確認の利益の審理・判断における争点整理と証明責任——手続的アプローチの視点
  - III 争点整理スキームの検証——遺産関係における確認訴訟を例として
- ま と め

はじめに

かつて筆者は、確認訴訟の機能ないし役割について、社会における法化の進展に伴う再考の必要性を示すとともに、比較法的考察としてアメリカ法の宣言判決およびプリーディング基準をめぐる議論から得られた手続的アプローチの可能性を指摘したことがある<sup>1)</sup>。

それを受けて、本稿では、確認の利益を審理・判断する際の争点整理スキームを構想することにしたい。確認の利益についての証明責任も手続的な問題に含まれるので、あわせて考究する。

## I 確認の利益の判断枠組み

### 1. 現状に対する問題意識

原告が主張するのは、給付訴訟では給付請求権であり、形成訴訟では形成権であるの

\* 中央大学法科大学院教授

に対し、確認訴訟ではそうした限定はない。そうすると、(執行力も形成力もない) 確認判決をしても紛争解決にとって有効かつ適切であるとはいえない無益な訴訟(本案判決)を許容せざるを得ないため、それだけに訴えの利益(確認の利益)のスクリーニング機能に格別の期待が寄せられることになる<sup>2)</sup>。

この(広義の)確認の利益は、原告の権利または法律的地位に現存する不安や危険の除去のために、一定の権利関係の存否を、反対の利害関係人である被告との間で判決によって確認することが必要かつ適切である場合に認められるという<sup>3)</sup>。そして、その判断基準として、以下の3点を指摘するのが通常である。すなわち、①確認対象とされた訴訟物が、原告・被告間の紛争解決にとって必要・適切か(対象選択の適否ないし対象適格)、②確認訴訟という手段が原告・被告間の紛争解決にとって必要・適切か(方法選択の適否)、③原告の法的地位に危険や不安が現存し、これを解消するために確認判決を得ることが必要かつ適切か(即時確定の利益ないし紛争の成熟性[狭義の確認の利益ともいう])、という3つの基準である<sup>4)</sup>。

ここまではさしたる異論はみられないが、具体的なケースを前にした基準の適用場面における足並みの乱れは隠せない。とりわけ、問題となるのは、①対象適格と③即時確定の利益との関係である。その混迷の原因の一端は、3つの基準がベクトルの異なる展開の渦中に放置されている点にあると思われる。すなわち、一方で、ドイツにおける確認訴訟の明文化により本格的な議論の開始された確認の利益が次第に訴えの類型を捨象した「訴えの利益」として一般化され、「権利保護の資格」と「権利保護の利益」の区別が意識されていくという水平分化の方向<sup>5)</sup>があり、他方で、権利保護の資格と利益の限界の曖昧性に基づいて、それらは「訴えの利益」の2つの発現態様に過ぎないとして相対化するわが国での議論に立脚して、①対象適格などを「訴えの利益」の判断要素と位置づけ、結局はそれらの総合判断に帰着するという垂直統合の方向<sup>6)</sup>がある。

そこで、これら3つの判断基準の相互関係を整理するところから考察をはじめたい。

## 2. 3つの判断基準の相互関係

### (1) 先行研究

近時、確認訴訟の適法性はその訴訟を真に必要とする個別事情である狭義の確認の利益(③即時確定の利益)の有無に左右されるが、類型的な処理を可能とするために①対象適格の基準が定立されたことから、両者を切り離してそれぞれ独立の判断要素とすべきはないとして統合的に理解すべきであるとの研究成果が公にされている<sup>7)</sup>。

この先行研究は、兼子説、三ヶ月説、そして、新堂説という3つの代表的な学説を辿ることで、①対象適格と③即時確定の利益との連動性が次第に明確化されているとの分析に立脚する。その立論は、いずれの学説も民事訴訟の紛争解決機能という視座から確認判決が紛争解決にとって有効・適切かを吟味する即時確定の利益ないし狭義の確認の利益を中核に据えるものであり、その有効・適切性が対象面で類型化されたのが対象適格の問題であるという重層構造を描き出すことに成功している。

それでは、確認の利益の判断基準について、分化の方向性は無視して構わないのであろうか。この点、「権利保護の資格—①対象適格」と「権利保護の利益—③即時確定の利益」という照応関係に基づいて、確認対象適格の独自性を強調する見解がある。たとえば、伊藤眞教授は、「確認訴訟においては、確認の対象となりうるものは論理的には無限定であるので、まず、権利保護の資格の有無を法律上の争訟性に照らして判断し、次に権利保護の利益の有無を判断する必要がある」という<sup>8)</sup>。この見解は、確認対象の問題を「法律上の争訟」(裁判所法3条1項)性に引き寄せる分、それだけ①対象適格に③即時確定の利益から分離・独立した独自の位置づけをすることで特色がある。

確かに、(広義の)確認の利益の判断に「法律上の争訟」性を持ち出すことは、議論の錯綜を招来するおそれがあるものの、小島武司教授は、それを逆手にとって、「救済の資格は、各種の訴えに共通の『法律上の争訟』性(裁3条1項)の問題を除けば、その独自の意味を減少しつつある。そこで、『確認の対象』の問題は、『確認の利益』のなかで統一的に論じられることになる」といった簡潔な整理を提唱する<sup>9)</sup>。これによると、①対象適格も、法律上の争訟性の問題(法律関係以外の事実関係ないし社会関係の確認)を除いては、確認の利益(即時確定の利益)の一要素と位置づけられており、その意味で統合的な把握を推し進めた見解であるとの位置づけが可能であろう。

## (2) 確認の利益と法律上の争訟

「法律上の争訟」とは、法主体間の具体的権利義務に関する争いであって、法令の適用により終局的に解決しうべきものをいい、ここから司法に固有の本質と限界が導き出される<sup>10)</sup>。そうすると、「法律上の争訟」は、確認訴訟に固有の訴えの利益(広義の確認の利益)の判断場面とは異なる次元で作用することが理解されよう。確かに、確認対象が無限定であることに加え、法は事実の確認である「証書真否確認の訴え」を許容している点からすれば(民訴法134条)、確認訴訟における対象適格のスクリーニング機能を「法律上の争訟」に担わせることにも一理あるが、「法律上の争訟」性は給付訴訟でも当然問題とされるし<sup>11)</sup>、また、事実の確認については証書真否確認の訴えのみが

唯一の例外として許容されるという態度を基本としつつ、その趣旨が妥当する限りで民事訴訟法134条の類推適用の余地を検討することも考えられてよい<sup>12)</sup>。そうした場合、「法律上の争訟」は、訴訟類型を捨象した次元において司法権・審判権の限界を画するものとして、確認訴訟に特化した「(広義の) 確認の利益」からは放逐されることになろう。そこで、以下では、「法律上の争訟」と「確認の利益」は作用局面を異にするとの前提に立ち、本稿の射程範囲を後者に限ることとする。

### (3) 3つの判断基準の相互関係

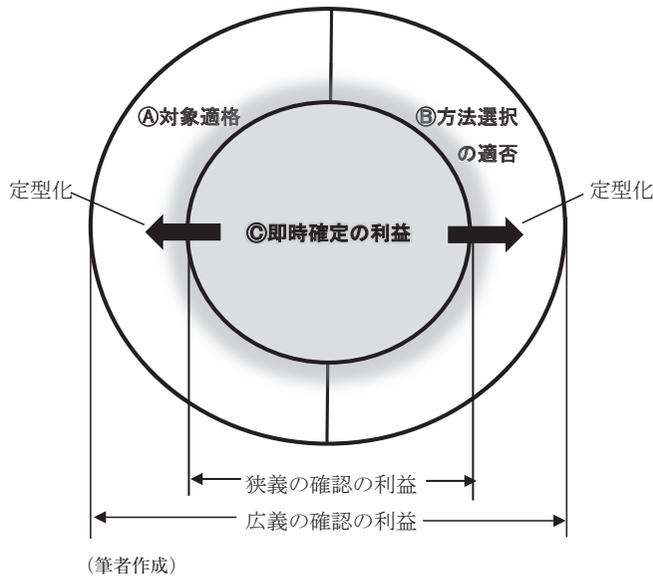
それでは、確認の利益の有無の判断を迫られた裁判所としては、①②③の相互関係をどのように考え、これらをいかに用いるべきであろうか。

この点、先行研究の紹介において先述したように、これら3つの判断基準は、狭義の確認の利益である③即時確定の利益に還元されるのであって、これを対象面で定型化したのが①対象適格であると説明することができる。そうすると、過去の法律関係の確認について、③即時確定の利益に立ち返って、それが認められる場合には、①対象適格も肯定されるという判断スキームが可能となるのであって、そのような傾向は判例や学説にも現に看取し得るところである<sup>13)</sup>。

そして、このスキームは、②方法選択の適否にも妥当すると考えられる。確認の利益の源泉である③即時確定の利益を手段面、つまり、他の訴訟類型等との関係<sup>14)</sup>を定型化したのが②方法選択の適否の判断であり、そこでは確認訴訟という手段が紛争解決にとって必要・適切であるかが問われるからである。なお、この必要・適切性に関しては、通常、他により抜本的な解決手段がある限りは認められないとする補充性が説かれるが<sup>15)</sup>、その基本的スタンスに異論はないものの、常に補充性を絶対視すべきではなく、その程度を具体的事件ごとに③即時確定の利益に遡って柔軟に判断し、ときに他の訴訟形式等と競合する余地を認めるべきではなかろうか(補充性の緩和)<sup>16)</sup>。このことは、法化社会の進展により人々の自律的な遵法精神に期待する領域の拡大とともに確認訴訟の重要性が高まりつつあるというコンテキストにおいては格段の意味を持つ。

それでは、このように二方面に定型化された③即時確定の利益をいかに把握すべきであろうか。この点、当事者間の具体的事情を考慮して、紛争解決のために確認判決が必要かつ適切であること<sup>17)</sup>、あるいは、原告の権利・地位に対する不安・危険が存在し、かつ、現実的であること<sup>18)</sup>などと説明されるが、これらが確認訴訟の紛争解決機能から導かれることは明らかである。それでは、確認訴訟の紛争解決機能とは何を意味するのか。確認訴訟の機能はすでに詳細な分析がなされており<sup>19)</sup>、ここでは、さまざまな

図表 1 確認の利益の判断基準①②③の相互関係



確認訴訟に共通する、いわば最大公約数的な機能から考察を加えたい。

確認訴訟の立法化には、当事者双方が確認判決を尊重する行動をとり、もって紛争解決に至るといふ社会的基盤が整いはじめたことが背景事情として存在した。このことは、解決基準を示して、当事者が自主的に紛争解決し得るよう支援することが確認訴訟の機能であることを意味している。そうすると、③即時確定の利益とは、確認判決が当事者双方の自主的紛争解決行動を促して紛争解決に至るうえでの必要・適切性をいうとの理解が可能となろう。これは、紛争解決というゴールのみに照準を定めた従前の解釈と異なり、そこに到達する当事者の自主的紛争解決行動というプロセスをも射程に入れた把握であるといふことができる。そして、①対象適格および②方法選択の適否は、③即時確定の利益が定型化されたものと捉える私見によれば、①対象適格と②方法選択の適否の検討に際しても、当事者の自主的解決行動の促進による紛争解決の可能性を意識する必要があることになる。なお、確認訴訟の機能を「争点解消」・「法的情報提供」機能と措定して、確認の利益をそこから判断すべき旨の主張がなされているが<sup>20)</sup>、その2つの機能は当事者の自主的紛争解決行動の支援に通じるものであり、プロセス志向に基づく指摘であるといえよう。

## II 確認の利益の審理・判断における争点整理と証明責任 ——手続的アプローチの視点

上記のような①②③の相互関係を前提として、確認の利益の有無をめぐる合理的な争点整理（争点設定）のあり方を探りながら、確認の利益の証明責任についても考えてみたい。

このような手続的アプローチは、前稿の比較法的検討の結果を承けたものであるが、これは、争点整理手続のあり方に関する研究・実践に焦点を合わせた実務家グループの動向<sup>21)</sup>に沿うものであり、また、法解釈を基礎づけるファクターに動態的な手続展開をも取り込もうとする一部学説<sup>22)</sup>とも符合しよう。

### 1. 確認の利益をめぐる争点整理スキーム

争点形成のあり方という視点から民事訴訟法上の諸問題に新たな眼差しを向ける見解がみられるが<sup>23)</sup>、これは確認の利益の判断基準を用いた争点整理のあり方を考究する際の参考となる。この見解は、実体法秩序のなかで所与の前提として固定化された争点を探る回顧的な作業とみられている民事訴訟を当事者双方の主張をかみ合わせていくことで争点を作り上げていく営みであると把握する点<sup>24)</sup>にオリジナリティがある。民事訴訟における実体法のウェイトの置き方に関しては、さまざまな考え方があろうが、争点形成の未来志向的な手続的側面に目を開かせる点にこの見解の意義を見出すことができよう。

訴訟手続は、裁判規範たる実体法を一般的抽象的規範から当事者間の具体的な紛争解決規範に変容させてゆくプロセスであるともみられるが、その道程においては、常に緊張関係に立つ当事者双方を一定の規範枠組みに押し込めようとする実体法に内在する構造的な他律性と憲法の中核にあるとされる個人の尊厳から導かれる当事者の主体性・自律性との適切なバランスを手続の局面ごとに追求する裁判運営を裁判所に求めていくことになる。本稿の構想する争点整理スキームは、そうした裁判運営上のチャートとして位置づけられる。

それでは、確認の利益の判断は、いかなる争点整理スキームによるべきか。従来、①②③相互の論理関係を特段に意識することなく、関連する判断基準について検討を加えて結論に至るのが通常であった。被告が職権調査を促すこともあろうが、いずれにせよ、

場当たりのであり、ブラックボックスであるとの批判は否めない。

そこで、①②③相互の論理関係に基づいて考えるべきであるが、その論理関係とは、①対象適格と②方法選択の適否は、③即時確定の利益が対象と方法の二方面で定型化されて統合されたというものであった。そして、各方面での即時確定の利益の有無を形式的に判断可能とすることで合理的な訴訟運営を企図したという定型化の趣旨を他方面にも及ぼして、①対象適格と②方法選択の適否が肯定されれば、特段の事情のない限り、一応は確認の利益ありと判断することが許されよう。そうすると、③即時確定の利益に関して求められるのは、その存在ではなく不存在であり、被告の側が確認の利益を否定する特段の事情、すなわち、定型化から抜け落ちた例外事情についての証明責任を負うということになる。なお、訴えの利益は職権調査事項なので、裁判所が自ら進んでその存否について調査し判断することができるが、その判断の基礎となる事実は当事者の弁論にあらわれたものに限られるので<sup>25)</sup>、裁判所には、一方で自らの判断で争点整理を積極的にリードし、他方で争点に関する原告・被告間の対立点が浮き彫りとなるよう、中立な立場で彼らの主張をかみ合わせてゆくといった難しい立ち位置が求められる。

上記の理解を前提とすると、争点整理は判断基準に応じた3つのステップを経て進められることになる。第1に、①対象適格に関連して、確認対象が「現在の法律関係」か否かが問題とされる。なぜなら、現在の法律関係<sup>26)</sup>である限りは①対象適格が認められるというのが共通した理解であり<sup>27)</sup>、その他（過去もしくは将来の法律関係または現在・過去・将来の事実関係）の確認では①対象適格の有無が争われ、それはときに③即時確定の利益とも連動して議論されるといった明確なコントラストが認められるからである。そこで、まず、原告が「現在の法律関係」の確認を求め、裁判所も確認対象が「現在の法律関係」であることに問題はないと考えた場合には、この点を争点化することなく①対象適格を肯定してよい<sup>28)</sup>。裁判所が「現在の法律関係」性に疑念を抱く場合には（当事者の主張に基づいて疑念を抱く場合を含む）、確認対象が「現在の法律関係」か否かを争点化して（これを【争点1-①】とする）、被告に「現在の法律関係」を否定する主張を促すなどして当事者双方の主張をかみ合わせ、それぞれの提出した資料に基づいて審理・判断することになる。その結果、「現在の法律関係」性が認められれば、①対象適格を肯定してよいが、それが認められなければ、つぎの「現在の法律関係」以外の確認の場合のに移行する。なお、「現在の法律関係」か否かは形式的な判断で足りるのが本則であるが、後述する請求の趣旨の読み替えに際しては、③即時確定の利益の観点からの実質的な判断を要しよう。つぎに、原告が「現在の法律関係」以外の確認を求めた場合には、確認対象である「過去・将来の法律関係」や「現在・過去・将来の事実関係」の

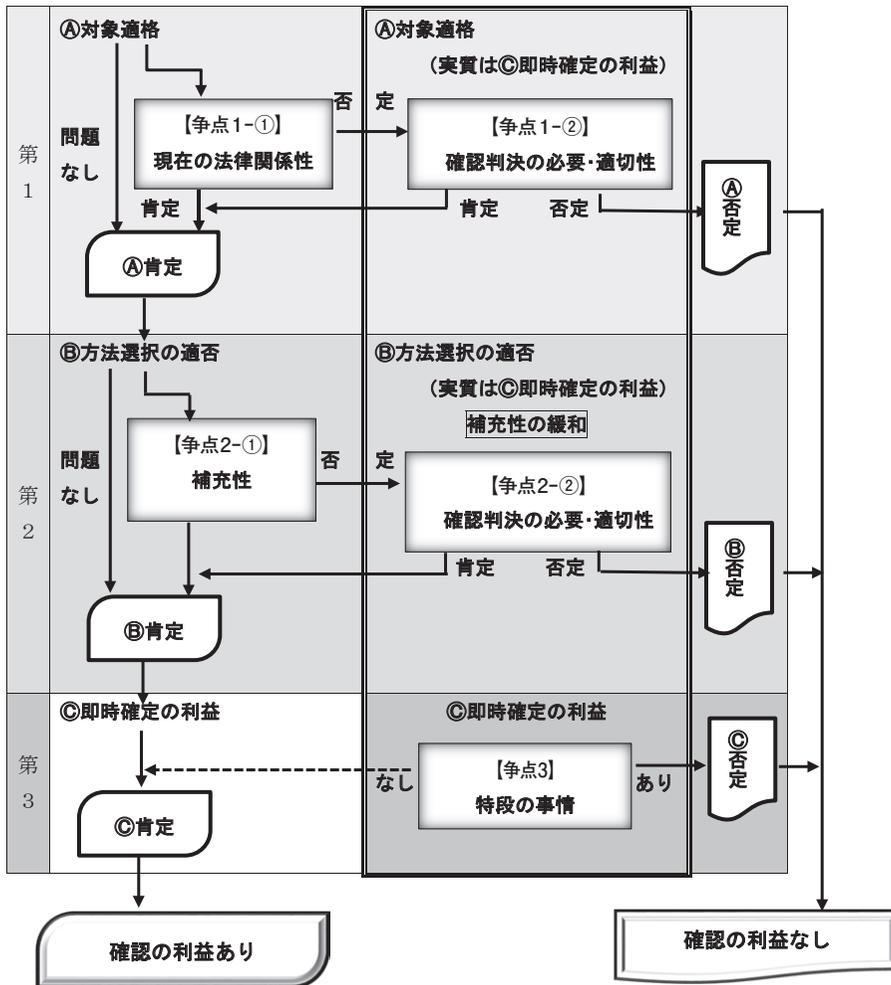
存否を確認する判決が当事者の自主的解決行動を促して紛争解決を導くのに必要・適切であるか否かを争点化して（これを【争点1-②】とする）、この点に関する当事者双方の主張をかみ合わせ、各自の提出した資料に基づいて審理・判断することになる。審理の結果、確認判決の「必要・適切性」が認められれば、④対象適格が肯定され、つぎのステップに移行するが、それが認められなければ、④対象適格は否定され、この段階で確認の利益の不存在が確定し、訴えは不適法却下される。

第2に、⑤方法選択の適否に関連して、確認訴訟以外の紛争解決方法の存否、すなわち、補充性の有無の検討を要する。まず、裁判所が選択可能な他の手続などは存在せず、補充性に問題なしと判断した場合、直ちに⑤方法選択の適否を肯定してよいが、裁判所が補充性に疑念を抱いた場合は（当事者の主張に基づいて疑念を抱く場合を含む）、補充性の有無を争点化して（これを【争点2-①】とする）、この点をめぐる当事者双方の主張をかみ合わせて審理・判断することになる。その結果、補充性が認められれば、⑤方法選択の適否を肯定してよいが、補充性が認められなければ、「補充性の緩和」の審理手続に移行する。すなわち、補充性が認められなくとも、確認判決が当事者の自主的解決行動を促して紛争解決へ至るのに必要・適切であると裁判所が判断した場合には、この「必要・適切性」の有無を争点化して（これを【争点2-②】とする）、当事者双方の主張をかみ合わせて審理・判断することになる。この手続は、定型化からは零れ落ちたファクターをすくい上げる機能を担う。審理の結果、確認判決の「必要・適切性」が認められれば、⑤方法選択の適否が肯定され、第3のステップに移行するが、これが認められなければ、⑤方法選択の適否は否定され、この段階で確認の利益の不存在が確定し、訴えは不適法却下される。

第3に、⑥即時確定の利益に関して、前述のように確認の利益を否定する例外的な特段の事情のない限り、裁判所は⑥即時確定の利益を肯定し、確認の利益の存在が確定されることになる。これに対して、裁判所が紛争解決にとって確認判決の必要・適切性が疑わしいと考える場合は（当事者の主張に基づいて疑わしいと考える場合を含む）、例外的にそうした「必要・適切性」を否定する特段の事情の有無を争点化して（これを【争点3】とする）、当事者双方の主張をかみ合わせ、各自の提出した資料に基づいて審理・判断することになる。特段の事情の典型は、時間的経過に起因する紛争の成熟性（ripeness）やムートネス（mootness）である。審理の結果、特段の事情が認められなければ、⑥即時確定の利益が肯定され、確認の利益が認められるのに対して、特段の事情が認められれば、⑥即時確定の利益が否定され、確認の利益の不存在が確定することになる。

以上を図示したのが、図表2である。

図表2 確認の利益の争点整理スキーム



(筆者作成)

図表2は、確認の利益の審理に際しての観念的なフローチャートであり、実際に何が争点とされるかは具体的な事件によって異なる。また、ここでの争点整理自体が、当事者の自主的紛争解決行動を引き出し、後押しするというトランスフォーマティブなプロセスでもあるので、確認の利益の判断に際しては、創造的かつ未来志向的なスタンスも求められることになる<sup>29)</sup>。

## 2. 最高裁判例にみられる争点整理のスタンス

判例には、原告が請求の趣旨で求めた確認対象を裁判所が紛争解決にとって必要・適

切な法律関係として引き直す、あるいは、読み替えることで訴えの適法性を維持する傾向があるとの指摘がある<sup>30)</sup>。これは確認の利益をめぐって実務上ある程度の争点整理プロセスを経ていることを示すものともいえよう。

最高裁判例を概観すると、①最判昭47年2月15日(民集26巻1号30頁)[後出]は、請求の趣旨に被相続人の自筆証書遺言が無効であることの確認が示されたものの、確認対象は「遺言が有効であるとすれば、それから生ずべき現在の特定の法律関係が存在しないこと」であると読み替えたとうえで、現在の法律関係として対象適格を肯定した。②最判平11年1月21日(民集53巻1号1頁)は、請求の趣旨に原告が被告に対して建物賃貸借契約の継続中に敷金返還請求権を有することの確認が掲げられたものの、原告が確認を求める「建物賃貸借における敷金返還請求権」は、「賃貸借終了後、建物明渡しが行われた時において、それまでに生じた敷金の被担保債権一切を控除しなお残額があることを条件として、その残額につき発生する……条件付きの権利である」と読み替えたとうえで、現在の法律関係性を認めて対象適格を肯定した。③最判平11年6月11日(判時1685号36頁)[後出]では、請求の趣旨には生存中の被告のなした公正証書遺言が無効であることの確認が示されていたが、確認対象は「遺言者の死亡により遺贈を受けることとなる地位にないこと」であると読み替えたとうえ、これは「単に将来遺言が効力を生じたときは遺贈の目的物である権利を取得することができる事実上の期待を有する地位にあるにすぎない」として対象適格を否定した<sup>31)</sup>。

これらの判例からは、提訴時の請求の趣旨で示された確認対象を紛争解決にとって必要・適切な形態に読み替える、換言すると、原告の表面的な主張(position)を形式的に捉えるのではなく、その根底にある利害(interest)を即時確定の利益の視点から探り当てて再構成しようとする最高裁判所のスタンスを看取することができる。これはまた、処分権主義の要請により、申立事項の範囲内で判決をするために裁判所による合理的意思解釈作業の一環でもある(民訴法246条参照)。その場合、申立から判決へ至る意思解釈のプロセス、すなわち、争点整理過程がブラックボックスであっては、裁判所の後見的スタンスはときに不公正であるとの誹りを免れない<sup>32)</sup>。そこで、明確な争点整理スキームにより公正で合理的な手続運営が希求されることになる。

### 3. 確認の利益をめぐる争点における証明責任

確認の利益は、訴訟要件のひとつであるが、訴訟要件を基礎づける事実の存否が不明の場合における証明責任の所在については、それが実体法上の要件に該当する事実では

ないこともあり、明確な基準を見出し難い。この点の議論状況を整理した論稿によると、概略、以下のように二分されるという<sup>33)</sup>。

通説は、職権調査事項のうち、その存在が本案判決の前提となる積極的訴訟要件（裁判権、管轄権、法律上の争訟、当事者の实在、当事者能力、訴訟能力、当事者適格、訴えの利益など）の基礎をなす事実の存否が不明の場合には、その存在を主張して本案判決を求める原告が証明責任を負い、職権調査事項のうち、その存在が訴訟判決を帰結する消極的訴訟要件（重複訴訟禁止 [民訴法142条]、再訴禁止 [民訴法262条2項]、別訴禁止 [人訴法25条] など）の基礎をなす事実および抗弁事項（訴訟費用の担保不提供 [民訴法75条1項・78条本文]、仲裁合意の存在 [仲裁法14条1項本文]、不起訴合意の存在など）の存否が不明の場合には、その存在を主張して訴え却下を求める被告が証明責任を負うとする<sup>34)</sup>。これに対し、有力少数説は、すべての訴訟要件について、その欠缺が積極的に認定されない限り、本案判決をすることができる訴訟阻却事由であるとの把握を前提に、その証明責任は被告にあるとする<sup>35)</sup>。そうすると、確認の利益は職権調査事項のうちの積極的訴訟要件であり、その証明責任は、通説では原告が、少数説では被告が負うことになる。

それでは、どのように考えるべきか。争点整理スキームによって当事者間の主張を積み重ねて合理的な争点整理がなされるのであれば、真偽不明に陥る確率は低下しようが、ゼロとなるわけではない。さらに、（結果責任としての客観的）証明責任を見据え、翻って争点形成活動に対する当事者のコミットメントが期待されることからするならば、証明責任を考慮することなく、公正かつ合理的な争点整理スキームを構築することは困難であろう。もっとも、要件事実という実定法上の明確な指針のある本案の審理と異なり、裁判所にはより一層の公正な争点整理に向けた訴訟指揮が望まれる。

そこで、確認の利益を基礎づける事実の証明責任の所在について検討すると、その存否が不明の場合は「不存在」と扱われ、本案判決を求める原告にとって不利益に仮定されるので、基本的には確認の利益の存在を有利とする原告に証明責任があると考えられる<sup>36)</sup>。これは、通説の結論に一致する。しかし、これでは、前述のように①対象適格および②方法選択の適否は③即時確定の利益を定型化したという関係にあることを踏まえて、裁判所としてはできるだけ定型処理が可能ないように確認対象を読み替えるなどして争点整理を合理的に進めるとしたメリットを稀薄化しかねない。そこで、①対象適格および②方法選択の適否が肯定された場合には、特段の事情がない限り、③即時確定の利益の存在が推定されるとして、その推定を妨げる特段の事情の証明責任を被告に負わせるとしてはどうか。確かに、定型化は確認対象（訴訟物）と方法選択（手段選択）の二

方面でなされたにすぎないが、法の支配の浸透した社会において確認訴訟の機能に一層の期待が寄せられることに鑑みると、④対象適格および⑤方法選択の適否が肯定される限り、その二方面での③即時確定の利益の存在は認められており（【争点1-②】、【争点2-②】）、他方面での③即時確定の利益の存在も一応推定されるといった扱いにも合理性を見出し得よう<sup>37)</sup>。さらに、訴訟要件はその欠缺が当事者によって主張されるのでない限り格別に問題とするまでもないとする合理的な裁判運営の要請に合致する面も指摘できる<sup>38)</sup>。これに対し、証明責任が原告・被告に分散するのは煩雑であるとの批判が考えられる。この点、形成の利益に関してであるが、その立証について事実上の推定の一事例を示すものとみられる最高裁判決<sup>39)</sup>があり、その判旨について、①形成の利益を形式的に基礎づける事実は原告が、②その後の事情の変化により形成の利益の消滅を推認させる事実は被告が、③それにもかかわらず形成の利益が消滅しない特別の事情（形成の利益を実質的に基礎づける事実）は原告が、それぞれ証明責任を負うと解しているようであるとの分析が示されているが<sup>40)</sup>、ここから証明責任の分散にも合理性を見出すことが許されよう。さらに、本判決がムートネスについての証明責任を被告に認める点も、③即時確定の利益の存在が推定され、その推定を妨げる特段の事情の証明責任を被告に負わせる私見の理論的支えとなる。

それでは、この証明責任の所在を前述した争点整理の3ステップに沿って検討する。第1に④対象適格に関しては、確認対象の「現在の法律関係」性が認められれば、③即時確定の利益の存在が推定され、④対象適格が肯定されるということからすれば、【争点1-①】については、推定の前提である「現在の法律関係」性を基礎づける事実について原告が証明責任を負い、【争点1-②】については、そうした推定が行われないため、本則通り自ら定立した確認対象（「過去・将来の法律関係」や「現在・過去・将来の事実関係」）の存否を確認する判決の「必要・適切性」を基礎づける事実について原告が証明責任を負う。

第2に⑤方法選択の適否に関しては、選択可能な他の手続の不存在という補充性が認められれば、③即時確定の利益の存在が推定され、⑤方法選択の適否が肯定されるということからすれば、【争点2-①】については、推定の前提である補充性を基礎づける事実について原告が証明責任を負い、そうした推定がなされない【争点2-②】については、他の訴訟形式等と競合してもなお確認判決の「必要・適切性」を基礎づける事実について原告が証明責任を負う。

第3に③即時確定の利益に関しては、④対象適格および⑤方法選択の適否が肯定されることを前提として、特段の事情のない限り、③即時確定の利益が肯定されるのである

から、【争点3】については、そうした推定を妨げる事情，すなわち，確認判決の「必要・適切性」を否定する特段の事情について被告が証明責任を負うことになる。

以上を図示したのが，図表3である。

図表3 確認の利益の証明責任

	証明責任の分配	
	原告	被告
①対象適格	【争点1-①】 現在の法律関係性	
	【争点1-②】 確認判決の必要・適切性	
②方法選択の適否	【争点2-①】 補充性	
	【争点2-②】 確認判決の必要・適切性 (補充性の緩和)	
③即時確定の利益 (筆者作成)		【争点3】 特段の事情

### Ⅲ 争点整理スキームの検証——遺産関係における確認訴訟を例として

これまで述べた争点整理スキームを実際の事案を用いて検証する。以下では，遺産関係における確認の訴えに焦点を合わせ，主な最高裁判決の事案を例として，眺めてみよう。

#### 1. 遺言無効確認の訴え

##### (1) 遺言者生存中の遺言無効確認の訴え——最高裁昭和31年10月4日判決

X(原告・被控訴人・被告人)はY(被告・控訴人・上诉人)に建物を遺贈する旨の公正証書遺言をしたが，約1年後にその遺贈を取り消した。それにもかかわらず，YはXの知らない間に当該建物につき所有権取得登記手続をした。そこで，Xは，Yに対して，本件遺言の無効確認等を求めて提訴した。最高裁判所は，確認対象は現在の法律関係の存否に限られるが，遺言者生存中の遺言無効確認の訴えは，将来の遺言者死亡の際に問題となり得る本件遺贈に基づく法律関係の不存の確定を求めるのであり，かような未発生法律関係の将来における不成立ないし不存の確定を求める訴えは不合法であるとした(最判昭和31年10月4日民集10巻10号1229頁[以下，「昭31判決」という])。

争点整理スキームに沿って検討すると、第1に①対象適格に関して、確認対象は「現在の法律関係」か否かが問題となる（【争点1-①】）。請求の趣旨は、公正証書による遺言が無効であることを確認すると判決を求めるといものであるが、判旨も指摘するように、「これを字義通りに理解するならば遺贈なる法律行為の無効なることの確認を求めもの如くであるが、法律行為はその法律効果として発生する法律関係に対しては法律要件を構成する前提事実を外ならないのであつて法律関係そのものではない」ので、「現在の法律関係」性は認められない。裁判所は、紛争解決にとって必要・適切な確認対象へ読み替える可能性を探るべく、Xに主張を促し、これに対するYの反論をかみ合わせることになる。

「現在の法律関係」性の証明責任は原告にあるが、これを果たせず、将来または過去の法律関係などとされた場合には、それを確認する判決の必要・適切性の肯否（【争点1-②】）について、さらにXが証明責任を負う。昭31判決は、将来遺言者であるXが「死亡した場合において発生するか否かが問題となり得る本件遺贈に基づく法律関係の不存在の確定を求めるに帰着する（原文ママ）」と読み替えており、「現在の法律関係」性は否定される。そこで、つぎにそれを確認する判決の必要・適切性を実質的に検討することになる（【争点1-②】）。遺言者は何時でも遺言を任意取消し得る（民法1022条・1023条1項2項参照）ことから、判旨は、「一旦遺贈がなされたとしても、遺言者の生存中は受遺者においては何等の権利をも取得しない。すなわちこの場合受遺者は将来遺贈の目的物たる権利を取得することの期待権すら持つてはいない」として、確認対象を「現在においていまだ発生していない法律関係のある将来時における不成立ないし不存在」であると構成し、その確認を求める訴えを不合法とした。これに対しては、読み替え後の確認対象を確認する判決の必要・適切性を実質的な観点から検討すべきところを、形式的処理で済ませ、現時点では存在しない確認対象に取って引き直したとの疑念が拭えないものの、実質的な観点からしても、原告が確認判決の必要・適切性を立証するのは困難であろう。

そうすると、①対象適格が否定され、確認の利益の不存在が確定し、本件確認の訴えは不合法ということになり、昭31判決と同様の結論に至る。

## （2）遺言者死亡後の遺言無効確認の訴え——最高裁昭和47年2月15日判決

訴外亡Aの自筆証書遺言に係る遺言書の内容が全財産を共同相続人中特定の一人のみ与えようとするものであったところ、これは家族制度、家督相続制を廃止した憲法24条に違反し、また、上記共同相続人中の特定の一人が誰であるかを明記せず権利関

係が不明確であるから、本件遺言は無効であるとして、共同相続人 X ら 2 名（原告・控訴人・上告人）が他の共同相続人 Y ら 5 名（被告・被控訴人・被上告人）を相手取り、その無効確認を求めて提訴した。最高裁判所は、遺言無効確認の訴えは、形式上過去の法律行為の確認を求めることとなるが、遺言が有効であるとすれば、それから生ずべき現在の特定の法律関係が存在しないことの確認を求めると解される場合、原告がかかる確認を求めにつき法律上の利益を有するときは、適法として許容されるとした（最判昭和 47 年 2 月 15 日民集 26 卷 1 号 30 頁〔以下、「昭 47 判決」という〕）。

争点整理スキームに沿って検討すると、第 1 に㉔対象適格に関し、確認対象は「現在の法律関係」か否かが問題となる（【争点 1-①】）。請求の趣旨は、亡 A の自筆証書遺言が無効であることを確認するとの判決を求めるといものであるが、判旨も指摘するように、これは「形式上過去の法律行為の確認を求め」のであり、「法律関係」の確認ではない。そこで、昭 47 判決は、紛争解決にとって必要・適切な確認対象への読み替えの可能性を探り、「遺言が有効であるとすれば、それから生ずべき現在の特定の法律関係が存在しないことの確認を求めると解される場合、原告がかかる確認を求めにつき法律上の利益を有するときは、適法として許容されうる」として、本件訴えを適法とした。これによると「現在の法律関係」性が肯定され、㉔対象適格が認められることになる。

そうすると、第 2 に㉕方法選択の適否に関して、補充性の有無（【争点 2-①】）やその緩和の許否（【争点 2-②】）を争点化すべき事情があればともかく、本件ではそのような事情はない。さらに、㉖即時確定の利益に関して、これを否定する特段の事情があれば、その有無（【争点 3】）が争点化されるが、本件ではそうした事情も認められない。

ところで、昭 47 判決は、上述のような請求の趣旨の読み替えに関して、「遺言から生ずべき現在の個別的法律関係に還元して表現するまでもなく、いかなる権利関係につき審理判断するかについて明確さを欠くことはな」とするが、これは処分権主義の下における合理的意思解釈の表現であると解される<sup>41)</sup>。これに続けて、「判決において、端的に、当事者間の紛争の直接的な対象である基本的法律行為たる遺言の無効の当否を判示することによつて、確認訴訟のもつ紛争解決機能が果たされることが明らか」であるとして、紛争解決機能の点から読み替え不要であるかのような表現がなされているが、この点には疑問なしとしない<sup>42)</sup>。争点整理を経て辿り着つた判決には、遺言の無効の当否ではなく、引き直された現在の法律関係の存否が示されるべきだからである。

(3) 心神喪失の常況にある遺言者の生存中の遺言無効確認の訴え

——最高裁平成11年6月11日判決

アルツハイマー型老人性痴呆症状のあらわれていたY<sub>1</sub>（被告・被控訴人・上诉人）がその所有不動産の持分100分の55を甥のY<sub>2</sub>（被告・被控訴人・上诉人）に遺贈する旨の公正証書遺言の作成後に、心神喪失の常況にあるとして家庭裁判所の禁治産宣告を受け、Y<sub>2</sub>が後見人に選任された。Y<sub>1</sub>の養子であり唯一の推定相続人であるX（原告・控訴人・被上诉人）は、本件遺言がY<sub>1</sub>の意思能力が欠如した状態で作成され、かつ、公正証書遺言の方式に違背するとして、遺言者Y<sub>1</sub>の生存中に、Y<sub>1</sub>・Y<sub>2</sub>に対して本件遺言の無効確認を求めて提訴した。最高裁判所は、昭31判決を引用して、将来遺言が効力を生じたときに権利取得し得る事実上の期待を有する地位は、確認対象となる法律関係に該当せず、それは遺言者が心身喪失の常況にあり、回復の見込みがなく、遺言の取消・変更の可能性が事実上ない状態にあるとしても変わるものではないとして、本件訴えを不適法とした（最判平成11年6月11日判時1685号36頁〔以下、「平11判決」という〕）。

争点整理スキームに即して考えると、第1に④対象適格に関して、確認対象は「現在の法律関係」かが問題となる（【争点1-①】）。請求の趣旨は、遺言者Y<sub>1</sub>の生存中に本件遺言が無効であることを確認する旨の判決を求めるというものであるが、裁判所は、紛争解決にとって必要・適切な確認対象への読み替えの可能性を探ることになる。平11判決は、確認対象を、受遺者Y<sub>2</sub>が遺言者Y<sub>1</sub>の死亡により遺贈を受けることとなる地位の不存在と読み替えており、そうすると、「現在の法律関係」性は否定される。

そこで、つぎに、その対象を確認する判決の必要・適切性を実質的な観点から検討することになる（【争点1-②】）。遺言者Y<sub>2</sub>が心神喪失の常況にあって、回復の見込みもなく、Y<sub>2</sub>による当該遺言の取消し・変更の可能性が事実上ない状態にある以上は、遺言者Y<sub>2</sub>が生存中であっても、受遺者Y<sub>2</sub>が将来のY<sub>1</sub>の死亡により遺贈を受けることとなる地位の不存在を確認する判決によって当事者の自主的紛争解決行動が促され、紛争解決の可能性のあることを原告Xが立証するのであれば、確認判決の必要・適切性は肯定されよう。しかし、平11判決は、遺言の取消・変更の可能性が事実上ない状態にあるとしても、遺言者生存中の遺言無効確認の訴えは不適法であると判示した。判旨は、①遺言者はいつでも既にした遺言を取り消すことができること（民法1022条）、および、②遺言者の死亡以前に受遺者が死亡したときには遺贈の効力は生じないこと（同法994条1項）を根拠とする。しかし、遺言の取消・変更の可能性が事実上ない本件で①を根拠とするのは形式論にすぎるきらいがある。さらに、遺言者の死亡により初めて遺言の効力が生

じることから（同法 985 条 1 項），②は当然であるが，問題はその蓋然性である。平成元年の本件遺言当時，遺言者  $Y_1$  は 70 代後半で（明治 44 年生），かつ，アルツハイマー型老人性痴呆の診断を受けているのに対し，受遺者  $Y_2$  は  $Y_1$  の甥であることから， $Y_2$  も高齢ないしは病気等により重篤な症状にあるなどにより  $Y_2$  が先に死亡する蓋然性が高いといった特段の事情のない限り，遺言者  $Y_1$  が先に死亡するのが通常であろう。そうすると，事実上確定した遺言によって遺贈の目的物たる権利を取得する蓋然性は相当高いのであり，法的紛争の萌芽はすでに存在している。そこで， $X$  としては，確認判決によってこうした法的紛争の萌芽を摘み取るという紛争予防行動が可能になり，その結果，紛争が予防されることを立証できよう。この場合，上記の受遺者が先に死亡する可能性がある旨の特段の事情は，確認判決を無駄にする可能性を意味するのであり，◎即時確定の利益を否定する特段の事情として（【争点 3】），被告が証明責任を負うと考える。

なお，本件では，⑧方法選択の適否に関して争点化される問題は特に見当たらない。

## 2. 遺産・相続財産の範囲確認の訴え<sup>43)</sup>

### (1) 遺産範囲確認の訴え——最高裁昭和 61 年 3 月 13 日判決

訴外亡  $A$  の遺産分割調停において，もと  $A$  の所有で現在は共同相続人  $Y_2$  等の名義に所有権移転登記されている不動産が遺産分割の対象となる遺産に属するかが争われたところ，不調に終わり，その後の審判手続にも進展はみられなかった。そこで，共同相続人  $X$  ら（原告・被控訴人・被上告人）は，他の共同相続人  $Y_1$ ・ $Y_2$ （被告・控訴人・上告人）に対して，本件不動産が亡  $A$  の遺産に属することの確認を求める訴えを提起した。最高裁判所は，遺産確認の訴えは，遺産分割前の共有関係にあるという現在の法律関係の確認を求めるものであり，原告勝訴の確定判決は当該財産の遺産帰属性を既判力で確定し，以後その点の争いを許さず，もって，原告の意思によりかなった紛争解決を図ることができるとして，訴えを適法とした（最判昭和 61 年 3 月 13 日民集 40 卷 2 号 389 頁 [以下，「昭 61 判決」という]）<sup>44)</sup>。

さて，争点整理スキームによると，第 1 に㊸対象適格に関して，確認対象は「現在の法律関係」か否かの検討を要する（【争点 1-①】）。その際，裁判所は，本件不動産が「亡  $A$  の遺産であることを確認する」との判決を求めるといふ請求の趣旨について，当事者の自主的紛争解決行動を促し，紛争解決の可能性を高める確認対象へ引き直すという見地から，読み替えを試みることになる。この点，遺産帰属性の確認を求める原告の合理的意思解釈として，被相続人が死亡時に財産を所有していたという過去の法律関係と構

成する見解、または、遺産分割前の共有状態にあるという現在の権利関係と把握する見解のいずれを採用するかが問題となる。昭61判決は、遺産確認の訴えを「当該財産が現に被相続人の遺産に属すること、換言すれば、当該財産が現に共同相続人による遺産分割前の共有関係にあることの確認を求める訴え」であるとして、後者に立ち、現在の法律関係性を肯定した。

そうすると、第2に⑧方法選択の適否に関して、補充性の有無等の検討を要するが、判旨が共有持分確認の訴えに言及する本件では、それとの優劣、つまり、確認訴訟相互間での補充性の有無（【争点2-①】）やその緩和の許否（【争点2-②】）が問題となる。判旨の指摘通り、共有持分確認の訴えの可能性があるので、【争点2-②】が設定され、遺産分割前の共有関係にあることを確認する判決の「必要・適切性」を基礎づける事実について原告が証明責任を負う。判旨によると、通常の共有持分確認の訴えにおける原告勝訴の確定判決は、「原告が当該財産につき右共有持分を有することを既判力をもつて確定するにとどまり、その取得原因が被相続人からの相続であることまで確定するものでない」ので、この判決にしたがって当該財産を遺産分割の対象としてされた遺産分割の審判が確定しても、審判における遺産帰属性の判断は既判力を有しない結果（最大判昭41年3月2日民集20巻3号360頁参照）、「のちの民事訴訟における裁判により当該財産の遺産帰属性が否定され、ひいては右審判も効力を失うこととなる余地があり、それでは、遺産分割の前提問題として遺産に属するか否かの争いに決着をつけようとした原告の意図に必ずしもそぐわないこととなる」のに対し、遺産確認の訴えにおける原告勝訴の確定判決は、「当該財産が遺産分割の対象たる財産であることを既判力をもつて確定し、したがって、これに続く遺産分割審判の手続において及びその審判の確定後に当該財産の遺産帰属性を争うことを許さず」、もって、遺産分割の前提問題として遺産帰属性の争いを決着せんとした原告の意思によりかなった紛争の解決を図ることができる、とする。その判断は、請求認容判決の既判力が遺産帰属性に及ぶか否かを決め手とするが、この点から、確認判決<sup>45)</sup>の既判力に当事者の自主的解決行動を促進する作用があることが理解されよう。

なお、本件では、◎即時確定の利益に関して争点化される問題は特にない。

## (2) 特別受益財産確認の訴え——最高裁平成7年3月7日判決

遺産分割審判において、共同相続人X（原告・控訴人・上诉人）は、被相続人Aが生前に他の共同相続人Y（被告・被控訴人・被上诉人）に不動産を生計の資本として贈与したので、Yはその価額を持ち戻すべきであると主張したが、Yは贈与の事実を否定した。

そこで、XはYを被告として、当該不動産がYに贈与された「民法903条所定のみなし相続財産であること」の確認を求めて提訴した。最高裁判所は、ある財産が特別受益財産に当たるか否かは、具体的な相続分を算定するための過程において必要となる事項にすぎず、紛争を直接かつ抜本的に解決することにならないから、特別受益財産であることの確認を求める訴えは不適法であるとした（最判平成7年3月7日民集49巻3号893頁〔以下、「平7判決」という〕）。

争点整理スキームによると、第1に④対象適格に関して、確認対象は「現在の法律関係」か否かが問題となる（【争点1-①】）。本件不動産が「民法903条所定のみなし相続財産であることを確認する」との判決を求めるといふ請求の趣旨を、第一審から上告理由までを一貫する「被告らが当該財産の価額を計算上遺産に持ち戻すべき地位にあることの確認を求めるといふXの主張に即して確認対象を持戻義務と読み替えるならば、現在の法律関係性が肯定されようが、平7判決は「現在の権利又は法律関係の確認を求めるといふことはできない」として、これを否定した。この点は、民法903条1項により定まる「相続分」を(i)実体的法律関係であるとして（相続分説）、民事訴訟において判断すべきとする「訴訟事項説」と、(ii)遺産分割の基準にすぎないとして（遺産分割分説）、遺産分割審判においてのみ問題とする「審判事項説」との対立に係わる。審判事項説は④対象適格を否定するが、訴訟事項説からは肯定の余地がある<sup>46)</sup>。たとえば、確認対象を特定の財産が生計の資本としての贈与ないし「みなし相続財産」であると構成すると、単なる事実ではなく、持戻義務の確認ないし「みなし相続財産」の範囲の確定、すなわち、いずれも実体法上の権利関係の確定の問題となり、確認の利益が認められることになる<sup>47)</sup>。もっとも、この見解の支持者が必ずしも現在の法律関係性を肯定するわけではない<sup>48)</sup>。なお、平7判決では相続分説（訴訟事項説）と遺産分割分説（審判事項説）との対立は残された問題とされ<sup>49)</sup>、その決着は後掲の平12判決を待つことになる。

現在の法律関係性が否定された場合、その対象を確認する判決の必要・適切性を実質的な観点から検討することになる（【争点1-②】）。平7判決は、ある財産に関する特別受益財産性の確定は具体的な相続分・遺留分の算定過程で必要とされるにすぎず、しかも、それだけで具体的な相続分・遺留分が定まることはないから、その点を「確認することが、相続分又は遺留分をめぐる紛争を直接かつ抜本的に解決することにはならない」ので、確認判決の必要・適切性は否定されんとする。これに対しては、確認判決は、当事者間の自律的な判決遵守行動による紛争解決を意図しており、そのような行動準則を定立すれば十分であるとする立場から、本件のように特別受益をめぐる争いにつき遺産分

割手続が閉塞状況に立ち至っている場合には、既判力による「争点解消機能」や係争事項に関する「法的情報提供機能」が期待され、確認の利益を肯定してよいとの主張がある<sup>50)</sup>。これは、前述のように審理段階を通じて支援された当事者の自主的解決行動をさらに促進し、紛争解決を期待し得るかといった観点から確認判決の必要・適切性を判断すべきとする本稿の立場からすると、正鵠を射た指摘であるといえよう。

④対象適格が肯定されると、第2に、⑥方法選択の適否に関して、補充性の有無（【争点2-①】）やその緩和の許否（【争点2-②】）を検討することになる。争点整理スキームによると、④対象適格を否定するならば、この検討は不要となるものの、平7判決は「ある財産が特別受益財産に当たるかどうかは、遺産分割申立事件、遺留分減殺請求に関する訴訟など具体的な相続分又は遺留分の確定を必要とする審判事件又は訴訟事件における前提問題として審理判断されるのであり、右のような事件を離れて、その点のみを別個独立に判決によって確認する必要もない」として、遺産分割審判など他のより有効・適切な解決手段の存在を挙げており<sup>51)</sup>、これは補充性の否定ともみられる<sup>52)</sup>。そこには訴訟と審判等との手続連係をいかにデザインするかといった司法政策上の課題も透けて見える<sup>53)</sup>。ともあれ、確認の利益の判断に際しては、当該事件における確認訴訟の審理・判断が当事者間の自主的紛争解決行動を助長・促進し、紛争解決に寄与するのであれば、積極的な判断がなされよう。特別受益財産確認の訴えと同じく遺産分割の前提問題を確認する遺産確認の訴えについて、昭61判決は、ある財産の遺産帰属性という遺産分割をめぐる紛争の一部にあたる争点について既判力をもって確定することで原告の意思にかなった解決を図り得るとして確認の利益を認めるのであるから、特別受益財産確認の訴えについても同様に考える余地はあろう<sup>54)</sup>。紛争の一部を解決する訴えも、当事者双方の紛争解決行動に弾みをつける契機となり得るのであって、そのような場合には補充性の緩和として確認判決の必要・適切性が認められ、⑥方法選択の適否が肯定されようが、審判手続の展開状況いかに手続を分断することなく、家庭裁判所の審判手続が遺産分割紛争全体を包括的に解決するメリットが認められる場合には<sup>55)</sup>、確認判決の必要・適切性は認められず、⑥方法選択の適否が否定され、確認の利益なしとの判断に至ることも許されよう。かくして解決手続の進展状況を含めた事件の具体的状況を十分に踏まえた判断がなされるべきであり、特別受益財産確認の訴えであることをもって確認の利益の有無を画一的に導くべきではあるまい。

⑥方法選択の適否が肯定されると、第3に③即時確定の利益に関して、それを否定する特段の事情を被告が立証することになるが（【争点3】）、本件では特にそのような事情は認められない。

## (3) 具体的相続分確認の訴え——最高裁平成12年2月24日判決

訴外A死亡後に共同相続人の長男X（原告・控訴人・上诉人）と長女Y（被告・被控訴人・被上诉人）の間で確定した遺産分割の審判の内容（生前にAからYへ贈与された建物を特別受益財産であると認定し、Xが購入した底地の持分2分の1に関してAからなされた資金援助の割合を相続開始時の底地の価額に乗じて評価した持分の価額が特別受益財産であると認定し、それらの認定を基礎にXYの各具体的相続分算定したというもの）に不服のあるXがYを被告として、遺産分割の前提とされた特別受益財産の範囲とその価額および相続財産の価額を争い、上記審判内容とは異なる具体的相続分の額および割合の確認を求めて提訴した。最高裁判所は、民法903条1項の具体的相続分は、実体法上の権利関係ではなく、「これのみを別個独立に判決によって確認することが紛争の直接かつ抜本的解決のため適切かつ必要であるということとはできない」として、具体的相続分の価額または割合の確認を求める訴えは、確認の利益を欠き不適法であるとした（最判平成12年2月24日民集54巻2号523頁〔以下、「平12判決」という〕）。

本件の争点は、まず、①対象適格に関する確認対象の「現在の法律関係」性の有無（【争点1-①】）であるが、民法903条1項に基づくYの具体的相続分の価額は金2億0169万8500円、同相続率は0.502679を超えないことを確認するとの判決を求めるという請求の趣旨から、平12判決は「具体的相続分の価額または割合」を確認対象と捉え、それは「遺産分割手続における分配の前提となるべき計算上の価額又はその価額の遺産の総額に対する割合を意味するものであって、それ自体を実体法上の権利関係であるということとはでき」ないとして、現在の法律関係を否定した。これは前掲の平7判決の留保した具体的相続分の法的性質について、遺産分割分説（審判事項説）の採用を示したものとされる<sup>56)</sup>。この点は具体的相続分の権利性（法律関係性）をめぐる対立であって、「現在」性については争いがないのであるから<sup>57)</sup>、「現在の事実関係」に①対象適格が認められるかを確認判決の必要・適切性の観点からさらに検討を要することになる（【争点1-②】）。具体的相続分は事実であっても、遺産分割審判における分配の前提、計算上の基準となるという意味で一定の規範性を有し、遺産分割紛争の解決にとって確認判決の必要・適切性を肯定し得ることをXが立証すれば、①対象適格は認められよう。その可能性は必ずしも高くはないが、事実の確認は明文規定がある場合以外は、その類推適用を含めて一切許されないという立場<sup>58)</sup>によるのでない限り、①対象適格が認められる余地は残る<sup>59)</sup>。

①対象適格が肯定された場合、第2に②方法選択の適否に関し、補充性の有無（【争点

2-①】) やその緩和の許否 (【争点2-②】) の検討を要する。平12判決は、具体的相続分は「遺産分割審判事件における遺産の分割や遺留分減殺請求に関する訴訟事件における遺留分の確定等のための前提問題として審理判断される事項であり、右のような事件を離れて、これのみを別個独立に判決によって確認することが紛争の直接かつ抜本的解決のため適切かつ必要であるということとはできない」として、③方法選択の適否を否定し、確認の利益を欠くとする。この問題は、平7判決と同じく、訴訟と審判の手續連係の問題に及び、そこでの議論が参考となるが、遺産分割審判の確定後に遺産分割の前提を固める意図で提起された本件訴えに関しては<sup>60)</sup>、具体的相続分の価額・割合は審判で一度決着済みである以上、蒸し返しの側面は否めず、それを踏まえて、慎重な判決手續による審理・判断の機会が許されるかをより詳細に論じるべきとの指摘がある<sup>61)</sup>。裁判を受ける権利 (憲法32条) や手續保障の尊重に加えて<sup>62)</sup>、具体的相続分の価額・割合を審理し直して既判力をもって確定することが当事者の自主的解決行動を促し、紛争解決の歩を進め得ると判断されるならば、③方法選択の適否は肯定されようが、現にそのような場合は多くないであろう<sup>63)</sup>。

③方法選択の適否が認められると、第3に④即時確定の利益に関して、それを否定する特段の事情を被告が立証することになるが (【争点3】)、本件では特にそのような事情は認められない。

## ま と め

確認訴訟は、確認判決を契機に当事者間の自主的な紛争解決行動を促す訴訟形態であり、当事者からそのような行動を引き出すプロセスとしての側面も認められる。本稿では、そうした理解を前提に、確認の利益を当事者の自主的解決行動による紛争の抜本的解決を期待し得るか否かといった観点からの選別基準であると捉え直したうえ、これまで3つの側面からなされてきた審理・判断プロセスについて、証明責任の所在とともに独自の争点整理スキームをデザインした。

そのうえで、最高裁判決を例に検証を行ったが、方法選択の適否における補充性に関して、訴訟外の他の手續のみならず、他の確認訴訟との関係も視野に入れることや、確認訴訟の審理手續 (争点整理プロセス) と確認判決の既判力が当事者の自主的解決行動を促し、紛争解決の必要・適切性を肯定する要因となり得ること、などが明らかとなった。

さらに、当事者の行動を引き出すといったトランスフォーマティブなプラクティスは、

近時の司法アクセスの理論的進展に沿ったものといえようが<sup>64)</sup>、これは当事者に潜在する可能性への期待と諦念といった、民事訴訟などの裁断型手続に異質の要素を取り込むことにつながり、訴訟の非訟化に匹敵する困難も予想される。さらなる考究を続けたい。

注

- 1) 拙稿「確認訴訟の再考に向けて—アメリカ法における宣言判決およびプリーディング基準をめぐる議論から」比較法雑誌 50 巻 4 号 (2017 年) 43 頁以下。
- 2) 訴えの利益という概念は、そもそも確認訴訟の明文化とともに登場し (1877 年の CPO231 条 1 項の後継である現行の ZPO256 条 1 項は、「法律関係…を即時に確認することについて原告が法律上の利益を有するときに」確認訴訟を提起し得ると規定する)、その理論的進展によって他の訴訟類型においても意識されるようになった。新堂幸司『新民事訴訟法〔第 5 版〕』(弘文堂, 2011 年) [以下, 新堂] 270 頁。
- 3) 兼子一『新修民事訴訟法体系〔増訂版〕』(酒井書店, 1965 年) [以下, 兼子・体系] 156-157 頁。
- 4) さらに、選択された被告が紛争解決のために有効・適切かを問う「被告選択の適否」も考えられるが、その場合、確認の利益は、当事者適格 (被告適格) の存否の判断のなかに吸収されるという。新堂 270-271 頁。
- 5) 詳細については、三ヶ月章「権利保護の資格と利益」民事訴訟法学会編『民事訴訟法講座 第 1 巻』(有斐閣, 1954 年) 119 頁・124 頁を参照。
- 6) 「権利保護の資格」の問題と考えられてきた対象適格も、「訴えの利益」に没入し、その判断要素のひとつにとどまることになるのか、このあたりは必ずしも明確でないとの指摘がある。中野貞一郎『民事訴訟法の論点 II』(判例タイムズ社, 2001 年) [以下, 中野・論点 II] 39 頁。
- 7) 越山和広「確認の利益と対象適格の関係について」徳田和幸先生古稀祝賀論文集『民事手続法の現代的課題と理論的解明』(弘文堂, 2017 年) 147 頁・152-154 頁。
- 8) 伊藤眞『民事訴訟法〔第 5 版〕』(有斐閣, 2016 年) 180 頁以下。
- 9) 小島武司『民事訴訟法』(有斐閣, 2013 年) 231 頁。
- 10) 兼子一 = 竹下守夫『裁判法〔第 4 版〕』(有斐閣, 1999 年) 66-67 頁。
- 11) たとえば、不当利得返還請求訴訟を「法律上の訴訟」性を欠くとして不適法却下した板まんだら事件判決 (最判昭 56・4・7 民集 35 巻 3 号 433 頁) や建物明渡請求訴訟を「法律上の訴訟」にあたらなとして不適法却下した蓮華寺事件判決 (最判平元・9・8 民集 43 巻 8 号 889 頁) などを想起されたい。
- 12) 中野・論点 II 38 頁以下。
- 13) たとえば、リーディング・ケースとしては、父母の両者または子のいずれか一方の死亡後における過去の親子関係の確認の訴えを適法とした最大判昭 45 年 7 月 15 日民集 24 巻 7 号 861 頁がある。
- 14) ㊸方法選択の適否は、他の訴訟形式との関係のみならず、家事審判などの訴訟以外の手続との関係でも問題となる。そのため、㊸方法選択の適否は、紛争解決システムのグランドデザインないし手続選択の司法政策に関連する問題といえよう。
- 15) 兼子・体系 157 頁。
- 16) 当事者主義の下では原告の方法選択を尊重すべきとの理由から、確認の利益があれば足り、方法選択の適否までを問うべきではないとする大審院判決 (大判 13 年 5 月 31 日民集 3 巻 260 頁) がかつて存在した (賛成するものとして、加藤正治「判批」法協 43 巻 4 号 119 頁, 同「判批」法協 34 巻 5 号 188 頁がある)。しかし、ここで当事者主義 (処分権主義) を持ち出すのは多くの訴訟要件の趣旨を没却することにもなりかねず、左袒しかねる。補充性の緩和は、他類型の訴訟等

が可能であっても即時確定の利益が認められることはあり得るのであって、要は程度問題であり、それらが両立する場合に結果として当事者の選択が尊重されるとみるべきであろう。

- 17) 伊藤 183 頁, 小島 234 頁など。
- 18) 新堂 277 頁, 高橋宏志『重点講義 民事訴訟法・上〔第 2 版補訂版〕』[以下, 高橋上] (有斐閣, 2013 頁) 378 頁など。
- 19) 伊藤眞「確認訴訟の機能」判タ 339 号 (1976 年) 28 頁, 村上正子「確認訴訟機能の多様化に関する一考察」伊藤眞先生古稀祝賀論文集『民事手続の現代的使命』(有斐閣, 2015 年) 629 頁など。
- 20) 川嶋四郎「『みなし相続財産』(民法 903 条 1 項) の確定と確認訴訟の適否について」判時 1421 号 (1992 年) 157 頁 [判評 402 号 11 頁], 同『民事訴訟法』(日本評論社, 2013 年) 237 頁, 同『民事訴訟法概説〔第 2 版〕』(弘文堂, 2016 年) 148 頁など。
- 21) 増田稔ほか「争点整理の現状と今後の在るべき姿について—東京 3 弁護士会有志によるアンケートを踏まえて」判タ 1396 号 (2014 年) 5 頁, 林潤「福岡地裁における民事訴訟の争点整理の充実に向けた取組について」民訴雑誌 61 号 (2015 年) 168 頁, 古谷恭一郎ほか「争点整理の現状と課題—大阪発 より充実した審理を目指して」判タ 1412 号 (2015 年) 73 頁, 佐久間健吉「争点整理における口頭議論の活性化について」民訴雑誌 64 号 (2018 年) 158 頁, 笠井正俊ほか「《民事訴訟法施行 20 年記念シンポジウム》民事訴訟法施行 20 年を迎えて—争点整理等における現状と課題, あるべき姿」判タ 1447 号 (2018 年) 5 頁など。
- 22) 一例として, 提訴前の交渉プロセスをも原告適格の判断要素とする紛争管理権説 (伊藤眞『民事訴訟の当事者』(弘文堂, 1978 年) 118 頁以下, 同「紛争管理権再論—環境訴訟への受容を目指して」竜崎喜助先生還暦記念『紛争処理と正義』(有斐閣出版サービス, 1988 年) 203 頁・222 頁など) を挙げることができる。これに対し, 本稿の立論は判決後の当事者双方の紛争解決行動まで見据えて確認の利益を判断するのであるが, 両者には紛争の全過程を射程に置く訴訟理論という点での共通性を見出し得ようか。
- 23) 安西明子『民事訴訟における争点形成』(有斐閣, 2016 年)。
- 24) 安西・前掲注 23) 1 頁以下 [初出・同「公正な争点形成のための審理・判断方法—多様な場面の統一的視点」井上治典先生追悼論文集『民事紛争と手続理論の現在』(法律文化社, 2008 年) 169 頁]。
- 25) この点, 弁論主義の適用を認める通説 (新堂 237 頁・490 頁など) に対し, ドイツ法の議論を参考に, 自白の拘束力 (第 2 テーゼ) を否定する有力説がある。以上につき, 小島 220-222 頁を参照。
- 26) ここにいう法律関係は, 原告・被告間に限られず, 他人間の法律関係でもよい。新堂 277 頁, 高橋上 373 頁など。
- 27) 高橋上 368 頁など。
- 28) 昭 31 判決の評釈である三ヶ月章「判批」法協 75 卷 2 号 (1958 年) 215 頁は, 「現在の法律関係というのは正に確認の利益が定型的に顕著にみられる場合であるが故に確認の通常の対象として認められる」という。
- 29) このようなスタンスからは, 確認訴訟の絞り込みという確認の利益の役割を軽視することは許されないのであろう。野村秀敏・民事訴訟法判例百選〔第 3 版〕 67 頁。
- 30) 勅使川原和彦『読解民事訴訟法』(有斐閣, 2015 年) 89 頁・96-99 頁, 越山・前掲注 7) 155 頁。
- 31) 勅使川原・上掲 96-99 頁, 越山・前掲注 7) 156-157 頁。
- 32) ブラックボックスのなかで, 裁判所の後見性が強まれば, 「主張をかみ合わせて争点を形成することができない点で不公正」(安西・前掲注 23) 6 頁) であることになろう。
- 33) 堤龍弥「訴訟要件の証明責任」松本博之先生古稀祝賀論文集『民事手続法制の展開と手続原則』(弘文堂, 2016 年) 379 頁以下。
- 34) 堤・上掲 381 頁以下には, 通説として, ローゼンベルク [倉田卓次 訳]『証明責任論 [全訂版]』(判例タイムズ社, 1987 年) 479 頁, 村上博巳『証明責任の研究 [新版]』(有斐閣, 1986 年) 378 頁, 松本博之「訴訟要件に関する職権調査と裁判上の自白」法雑 35 卷 3=4 号 (1989 年) 727 頁 [同『民

- 事自白法」(弘文堂, 1994年)126頁所収], 中野貞一郎「当事者が訴訟能力を欠く場合の手続処理」判タ799号(1993年)9頁〔同『民事訴訟法の論点I』(判例タイムズ社, 1994年)89頁所収〕が引用されている。
- 35) 坂口裕英「訴訟要件論と訴訟阻却(抗弁)事由」兼子博士還暦記念『裁判法の諸問題・中』(有斐閣, 1969年)225頁。
- 36) 堤・前掲注33)391頁参照。なお, 本案の証明責任の分配をめぐることは, 通説の法規不適用説(ノン・リケットの場合に法規が適用されないことから, その名がある)と近時有力な証明責任規範説(実体法規から独立した「証明責任規範」が証明責任の分配を定めるとする)の対立が指摘されるが, それは法規不適用の説明の仕方をめぐる観念論的な争いであるとの評価があるうえに(兼子一原著『条解民事訴訟法〔第2版〕』(弘文堂, 2011年)1016頁〔松浦馨=加藤新太郎)およびそこに掲載の文献参照], ここでは実体法規が存在しない場面であることから, 立ち入らない。
- 37) 通常, こうした事実上の推定は高度の蓋然性を持つ経験則を用いて行われ, 訴訟要件の証明責任に関しても, たとえば, 「その存在する蓋然性の高低により, 訴訟要件の証明責任を分配するという考え方が, 一般人の経験則に合致した妥当な結果を導くようにも思われる」との指摘もなされているところである(堤・前掲注33)386頁)。ここでの推定の根拠には, そうした蓋然性のほか, 訴訟要件の具備を格別問題としないという合理的な裁判運営の要請, さらに, 確認訴訟の機能・役割を重視する政策的要請などが含まれていることには注意を要しよう。
- 38) 堤・前掲注33)387頁, 渡辺美由紀「訴訟要件」法教375号(2011年)12頁。
- 39) 役員選任の株主総会決議取消訴訟の係属中に, 当該役員がすべて退任した場合に形成の利益を欠くに至ると判示した最判昭45年4月2日民集24巻4号223頁について, 「訴の利益の立証責任が原告, 被告いずれにあるかの見解は, しばらくおいて, 本件判示一は, その立証についての事実上の推定の一事例を示すものではあるまいか」とのコメントがある(判タ248号(1970年)127頁)。
- 40) 堤・前掲注33)389頁注11)。そこには, 原告が証明責任を負うとされる「①形成の利益を形式的に基礎づける事実」の具体例として, 法定の期間内に法定の取消事由を主張して総会決議取消訴訟が提起されたこと(会社法831条1項)が, 被告が証明責任を負うとされる「②その後の事情の変化により形成の利益の消滅を推認させる事実」の具体例として, 役員選任の総会決議取消訴訟の係属中に当該役員すべてが任期満了によって退任し, その後の総会決議により役員が新たに選任され, その結果, 取消しを求める選任決議に基づく役員がもはや現存しなくなった事実が挙げられている。さらに, 同判決の調査官解説も, 判決要旨を立証責任の上からいかにみるかは, 論者によって, 抗弁, 再抗弁の問題とも, 事実上の推定と間接反証の問題とも考えられようとするとともに, 権利保護の利益は, 職権調査事項であり, 「原則として積極的訴訟要件として, 立証責任は原告にあり, ただ一定の除外要件の場合は被告に立証責任があるとするのが, 通説である」との指摘がある(後藤静思・昭45最判解説民事篇(下)730頁)。
- 41) 請求の趣旨の読み替えにより訴えが適法となるには, 読み替え後の請求の趣旨に引き直して提訴しなければならないかが問題となるが, 昭47判決は, 原告の定立した請求の趣旨のままでの提訴を適法と認め, かつ, 裁判所がこれを認容する主文において判決することを認めたものであるという(柴田保幸・昭47最判解説民事篇304頁)。
- 42) 昭47判決に対しては, 現在の法律関係に引き直してその確認の訴えを適法とする前半部分と過去の法律行為である遺言の無効確認を求める訴えを適法とする後半部分とは一見矛盾するようであるが, これは過去の法律行為の確認については原則として確認の利益がないとの考えに基づいて, 現在の権利関係に引き直せる場合で, かつ, 引き直さなくても確認の対象が明らかである場合には, 過去の法律行為の確認という形式のまま確認の利益があることを判示したとの理解が示されている(内山真理子「確認訴訟—その現状と課題」判タ1205号(2006年)53頁・62頁)。やはり, 「基本的法律行為たる遺言の無効の可否を判示すること」に確認訴訟の「紛争解決機能」の観点から積極的な意味づけをしてしまっている点の説明は依然として必要ではなからうか。越山・前掲注7)156頁注31)も, 上記のような「二面性」が本判決を読みにくくしている原因であるとする。

- 43) 遺産も相続財産も、相続の目的である被相続人の財産的権利義務の総称であるが、これを被相続人の側からは「遺産」、相続人の側からは「相続財産」と表現されるという（水野武・昭61最判解説民事篇154頁注(二)）。
- 44) 昭61判決は、その後の遺産確認の訴えを適法とするリーディングケースとなり、また、同判決に依拠して遺産確認の訴えを固有の共同訴訟とする最高裁判決も出されている（最判平成元年3月28日民集43巻3号167頁）。
- 45) 確認請求を棄却する判決であっても、それが一定の指針となって当事者の自主的解決行動が促され紛争解決が期待される場合がないとはいえないであろう。
- 46) 訴訟事項から確認の利益を否定する立論もあり得る。この点、水上敏・平7最判解説民事篇(上)311頁は、訴訟事項か審判事項かによって特別受益確認の訴えの適否を決するのは相当でないとする。
- 47) 山崎賢一「具体的相続分は『相続分』か『遺産分割分』か—遺産分割前の具体的相続分に実体的権利性を認めるか否か」ジュリ697号(1979年)134-135頁、高見進「判批」リマークス13号(1996年)130頁。
- 48) 石川明「特定財産の特別受益財産性の確認の利益」判タ934号(1997年)50頁は、特別受益財産の確認について、現在の法律関係性を肯定する。これに対し、高見・前掲注47)131頁は、民法903条1項の特別受益財産であるとしても、贈与を受けた相続人に相続財産への持戻義務が生じるわけでも、特別受益財産が相続財産に含まれることになるわけでもないのに、現在の法律関係性を肯定するのはやや無理があると評する。
- 49) 水上・前掲注46)318頁。
- 50) 川嶋・前掲注20)判時1421号157頁・161頁〔判評402号11頁・15頁〕、同「判批」法教180号(1995年)99頁。
- 51) 遺産分割審判の優位性について、調査官解説によると、家庭裁判所が調査機能を駆使することで、遺産分割の前提問題である争点について訴訟手続に劣ることのない審理判断が可能であり、審判の一争点の解決だけのために訴訟を利用する現実的な必要性は乏しく、審判手続において争点を解消していくのがむしろ適当であると考えられるという（水上・前掲注46)317頁）。
- 52) 前掲注14)参照。
- 53) 本判決の原審は、特別受益の有無および価額の判断には被相続人の生前の資産、収入および家庭常況、当時の社会状況等一切の事情の総合考慮を要するので、みなし相続財産の確定は本来的に非訟事件であるとするが（東京高判平成2年10月30日家月43巻5号24頁）、本判決はその点の積極的な判断を避けて、原審の判断は結論において是認し得るとするにすぎない。高見・前掲注47)131頁は、この点を判断すれば、遺産分割における訴訟と審判の機能分担に関する最高裁の考え方が明確な形で示されたであろうと評する。
- 54) 遺産確認の訴えと特別受益財産確認の訴え（具体的相続分確認の訴えも）の相違として、前者は共同相続人以外の第三者を巻き込む可能性があるのに対し、後者は共同相続人間の内部紛争にとどまることが挙げられる。そうすると、対外的紛争である前者には訴訟による権利義務の存否の宣言による解決を保障し、内部紛争である後者には遺産分割審判による総合的裁量的判断による包括的な解決を用意するという振り分けにも合理性があるかもしれない。
- 55) 訴訟が審判の遅延要因となるリスクも指摘されている。水上・前掲注46)317頁。
- 56) 生野考司・平12最判解説民事篇(上)73頁など。なお、相続分説の論者から、特別受益の持戻しの要件認定は総合的裁量的判断によらざるを得ないとして、総遺産に対する具体的相続分存否の確認の訴えは、不適法であるとの主張がなされる（梶村太市「特別受益の持戻しと確認訴訟の適否」家裁月報44巻4号(1992年)1頁)など、錯綜した理論状況にある。
- 57) 生野・上掲73頁。そうすると、平12判決と平7判決の相違は、確認対象が現在か過去かということになる。
- 58) ドイツでは、「事実」の対象適格を否定し、証書真否確認の訴えの類推適用を許さないとの立場

- が通説であるという。中野・論点Ⅱ 48 頁参照。
- 59) 確認対象の権利性を否定する平 12 判決が「理由の後半部分で、紛争解決の手段としての方法選択の適切性、即時確定の現実的必要性といったいわゆる確認訴訟の『即時確定の利益』の要件からみて、確認訴訟は不適法であることを簡潔に判示している」(生野・前掲注 56) 81 頁) のは、本稿の争点整理スキームに即してみれば、①対象適格の肯定が前提となる。
- 60) これに対し、遺産分割までに長期間を要する場合に、遺産共有段階で特定の遺産についての管理の方法を決定すべく具体的相続分による持分権の割合の確定を求めるなど、遺産分割の前提を固める以外の目的で提起される具体的相続分確認の訴えは、確認の利益が肯定される余地があるとの指摘がある。田中恒朗「具体的相続分は『相続分』か『遺産分割分』か」東海法学 7 号 (1991 年) 18 頁、高見進「判批」リマックス 22 号 (2001 年) 121 頁。
- 61) 川嶋四郎「具体的相続分 (民法 903 条 1 項) の価額または割合の確認を求める訴えの適否」法セ 550 号 (2000 年) 115 頁。
- 62) X が上告受理申立て理由に掲げる最大決昭和 41 年 3 月 2 日民集 20 卷 3 号 360 頁は、遺産分割審判の前提事項である相続権、相続財産等の実体法上の権利関係の存否を終局的に確定するには、訴訟事項として対審公開の判決手続によらなければならない旨を判示するが、平 12 判決は具体的相続分の価額・割合の権利性を否定して、その確認の訴えを不適法とするため、上記決定との整合性に問題はないと論ずるだけでは十分ではなく、決定の趣旨を踏まえて、事案ごとに訴訟による救済可能性を具体的状況のなかで追及しようとする姿勢が望まれよう。
- 63) 具体的相続分確認の訴えが遺産分割審判の確定前に提起された場合には、具体的相続分の割合等が判決で確定されても、その判断の前提とされた相続人や遺産の範囲がその後の審判で異なるものとされれば、終局的な解決は実現されないこととなり、遺産分割審判の事件を離れた別個独立の確認判決の必要性に乏しいのが一般であろう。これに対し、本件のように遺産分割審判確定後の提訴の場合、審判に既判力は生じないため、確認判決によって具体的相続分の割合等に変更を生じる結果、それが遺産分割紛争の争点全体に波及することもあるだろうが、遺産分割の前提問題のうち、具体的相続分の割合等だけが決着せず、訴訟による確定を求めるというのであれば、そうした波及効はほとんど生じないので、確認判決の必要性を肯定してよいであろう。この点、前者の審判確定前の提訴を適法、後者を不適法とする見解がある (高見・前掲注 60) 131 頁)。私見では、いずれの場合も、抽象的な次元で画一的に判断するのではなく、争点整理スキームに沿って、事案ごとに確認判決が当事者間の自主的紛争解決行動を引き出し、紛争解決に資するかどうかを具体的事情を踏まえて見極める姿勢が肝要となる。
- 64) こうしたトランスフォーマティブなプラクティスは、濱野亮「司法アクセスに関する論点」立教法学 98 号 (2018 年) 179 頁以下にいう「問題解決型アプローチ」に包摂されよう。

## ● Summary

In declaratory judgment actions, the presence or absence of “standing” is often disputed. Three criteria are used to determine “standing.” Jurists have argued about the mutual relationships among criteria. I will analyze these matters in this article.

The article is divided into two main parts. In the first part, I attempt to set forth a reasonable way of defining an issue in judging “standing” in declaratory judgment actions and to develop a theory as to whether the plaintiff or defendant bears the burden of proof. In the second part, I will apply the theory to several Supreme Court rulings on inheritance disputes.

I also will expand the discussion to how to arrange issues after the filing of a suit as part of access to justice.